

様式第6号	第三者意見照会書	第15条第1項
様式第7号	第三者意見照会書	第15条第2項
様式第8号	第三者開示決定等意見書	第15条第3項
様式第9号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第15条第7項
様式第10号	訂正請求書	第20条
様式第11号	訂正決定通知書	第21条第1項
様式第12号	訂正をしない旨の決定通知書	第21条第2項
様式第13号	訂正決定等期限延長通知書	第22条
様式第14号	訂正決定等期限特例延長通知書	第23条
様式第15号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第24条
様式第16号	利用停止請求書	第25条
様式第17号	利用停止決定通知書	第26条第1項
様式第18号	利用停止をしない旨の決定通知書	第26条第2項
様式第19号	利用停止決定等期限延長通知書	第27条
様式第20号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第28条
様式第21号	諮問をした旨の通知書	第29条

〈様式第1号〉 開示請求書

開示請求書

年 月 日

議長宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 市 ()

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Blank box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
その他 ()
 <実施の希望日> 年 月 日 (土・日、祝祭日を除く。)
 イ 写しの送付を希望する。
 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 ()
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 ()

〈様式第2号〉 開示決定通知書

文書番号
年 月 日

(開示請求者) 様

議長名

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)

[Blank box for disclosing personal information]

2 不開示とした部分とその理由

[Blank box for reasons of non-disclosure]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇治市を被告として(宇治市議会議長が被告の代表者となります。)、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Blank box for purpose of disclosure]

4 開示の実施の方法等(同封)の説明事項をお読みください。

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
 期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
 時間:
 場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

〈様式第3号〉 開示をしない旨の決定通知書

文書番号
年 月 日

(開示請求者) 様

議長名

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇治市を被告として(宇治市議会議長が被告の代表者となります。)、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第4号) 開示決定等期限延長通知書

文書番号
年月日

(開示請求者) 様

議長名

開示決定等期限延長通知書

年月日付で開示請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年月日）
延長の理由	

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第5号) 開示決定等期限特例延長通知書

文書番号
年月日

(開示請求者) 様

議長名

開示決定等期限特例延長通知書

年月日付で開示請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（年月日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年月日

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第6号) 第三者意見照会書(条例第27条第1項適用)

文書番号
年月日

(第三者利害関係人) 様

議長名

第三者意見照会書

(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年月日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(宇治市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年月日

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第7号) 第三者意見照会書(条例第27条第2項適用)

文書番号
年月日

(第三者利害関係人) 様

議長名

第三者意見照会書

(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年月日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(宇治市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年月日

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第8号) 第三者開示決定等意見書

第三者開示決定等意見書

年月日

議長 宛て

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年月日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

〈様式第9号〉 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

文書番号
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

議長名

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に於て審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇治市を被告として(宇治市議会議長が被告の代表者となります。)、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

〈様式第10号〉 訂正請求書

訂正請求書

議長 宛て

年 月 日

(ふりがな)
氏名

住所又は居所

〒 ()

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

〈様式第11号〉 訂正決定通知書

文書番号
年 月 日

(訂正請求者) 様

議長名

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇治市を被告として(宇治市議会議長が被告の代表者となります。)、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

〈様式第12号〉 訂正をしない旨の決定通知書

文書番号
年 月 日

(訂正請求者) 様

議長名

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
-------------------	--

訂正をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇治市を被告として（宇治市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第13号) 訂正決定等期限延長通知書

文書番号
年月日

(訂正請求者) 様

議長名

訂正決定等期限延長通知書

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年月日）
延長の理由	

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第14号) 訂正決定等期限特例延長通知書

文書番号
年月日

(訂正請求者) 様

議長名

訂正決定等期限特例延長通知書

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	

訂正決定等をする期限	年月日
------------	-----

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第15号) 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

文書番号
年月日

(市長等) 様

議長名

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(市長等) に提供している次の保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

(様式第16号) 利用停止請求書

利用停止請求書

年月日

議長宛て

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒 ()

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年月日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：、日付：年月日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証
- 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
- 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- その他（ ）

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）

- ア 本人の状況 未成年者（年月日生） 成年後見人
- 任意代理人委任者

(ふりがな)
 イ 本人の氏名
 ウ 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

（様式第17号） 利用停止決定通知書

文書番号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

議長名

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算から6か月以内に、宇治市を被告として（宇治市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

（様式第18号） 利用停止をしない旨の決定通知書

文書番号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

議長名

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宇治市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇治市を被告として（宇治市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消

しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

（様式第19号） 利用停止決定等期限延長通知書

文書番号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

議長名

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

（様式第20号） 利用停止決定等期限特例延長通知書

文書番号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

議長名

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10号）第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
宇治市議会事務局
(担当者名)
(電話)

（様式第21号） 諮問をした旨の通知書

文書番号
年 月 日

（審査請求人等） 様

議長名

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり宇治市情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市条例第10